

紫波町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 32,902	千円 16,888,407	千円 162,098	千円 2,493,388	% 14.7	% 15.5

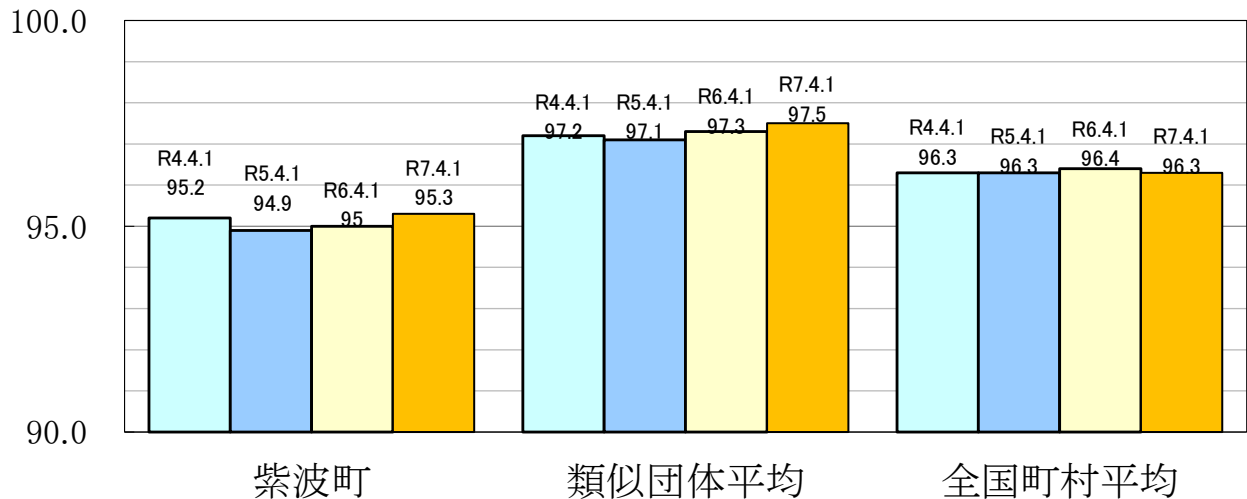
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 221	千円 812,558	千円 144,290	千円 340,915	千円 1,297,763

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,872	千円 5,979

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
6年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
6年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の例に準じ引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技労職員の給料表については、一般職の職員の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

平成 28 年度より国基準で実施（東京都特別区（１級地）20.0％）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紫波町	42.1歳	319,800円	366,800円	351,507円
岩手県	42.4歳	331,300円	399,404円	360,640円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	317,183円	385,375円	353,947円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
紫波町	55.8歳	19人	332,100円	352,300円	332,523円	—	—	—	—
うち用務員	57.8歳	11人	307,800円	321,217円	322,828円	用務員	48.0歳	219,600円	1.46
うち 自動車運転手	55.0歳	3人	348,300円	484,667円	354,917円	乗用自動車運転者	48.4歳	259,200円	1.87
うちその他	51.7歳	5人	325,100円	341,420円	340,550円	飲食物調理従事者	45.1歳	225,800円	1.51
岩手県	51.4歳	217人	303,400円	333,526円	319,553円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.4歳	6人	300,025円	336,084円	321,797円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
紫波町	—	—	—
うち用務員	5,574,704円	2,993,400円	1.86
うち自動車運転手	7,560,804円	3,843,100円	1.97
うちその他	5,685,040円	3,006,000円	1.89

③福祉職（保育士・児童厚生員）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紫波町	44.3歳	328,000円	352,280円	344,838円
岩手県	－歳	－円	－円	－円
国	44.2歳	346,980円	－円	395,165円
類似団体	39.7歳	298,418円	337,957円	320,506円

④看護職・保健職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紫波町	37.6歳	305,600円	334,424円	321,303円
岩手県	－歳	－円	－円	－円
国	48.2歳	333,346円	－	375,323円
類似団体	40.8歳	309,067円	361,007円	331,924円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		紫 波 町	岩 手 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	220,000円	Ⅱ種 220,000円
	高 校 卒	188,000円	188,000円	188,800円
技能労務職	高 校 卒	198,200円	198,200円	－
福 祉 職 (保育士・児童厚生員)	大 学 卒	220,000円	－円	－
	短 大 卒	204,400円	－円	－
看護・保健職	大 学 卒	216,800円	－円	－
	短 大 卒	204,400円	－円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

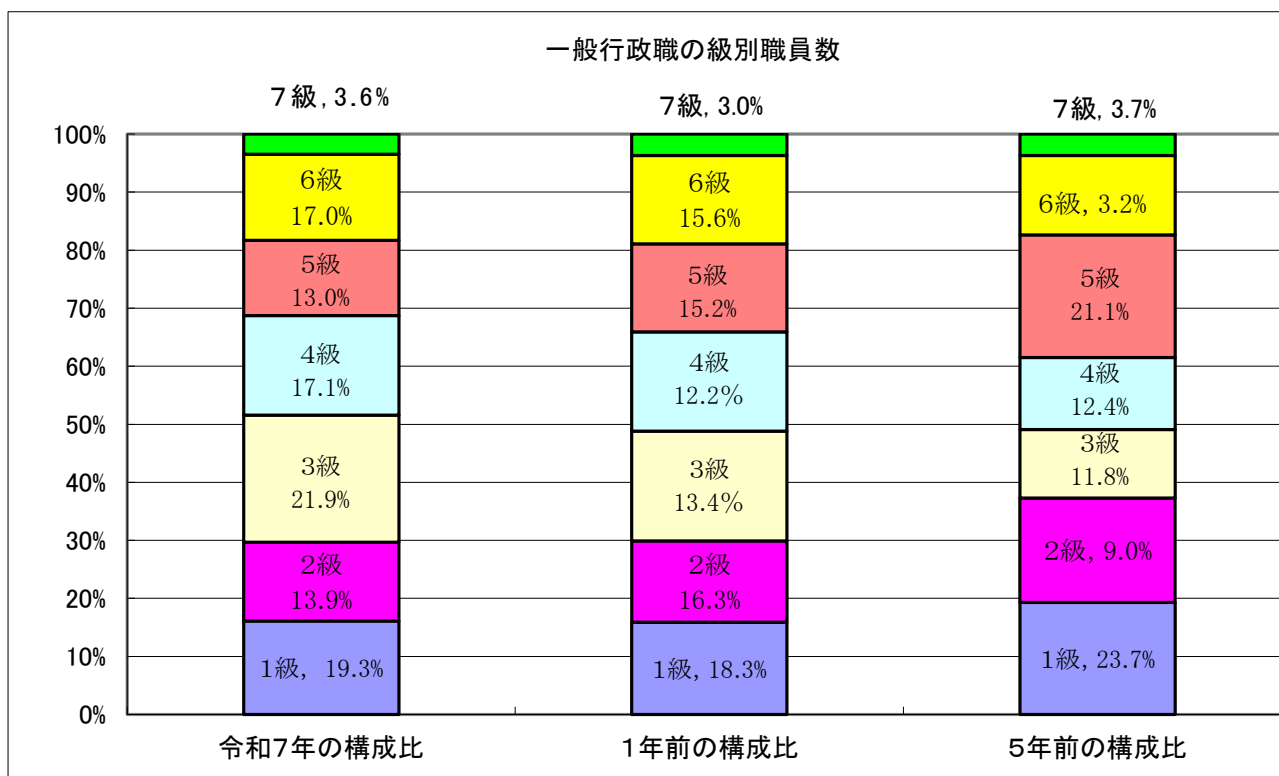
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満	経験年数30年以上 35年未満
一般行政職	大 学 卒	281,996円	347,867円	385,936円	404,730円
	高 校 卒	252,833円	297,800円	340,600円	375,725円
技能労務職	高 校 卒	(該当者無し)	(該当者無し)	312,750円	335,600円
	中 学 卒	(該当者無し)	(該当者無し)	(該当者無し)	317,000円
福 祉 職 (保育士・児童厚生員)	大 学 卒	285,700円	(該当者無し)	(該当者無し)	(該当者無し)
	短 大 卒	289,467円	(該当者無し)	365,820円	387,067円
看護・保健職	大 学 卒	(該当無し)	341,533円	369,950円	387,200円
	短 大 卒	(該当無し)	(該当無し)	(該当無し)	(該当無し)

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

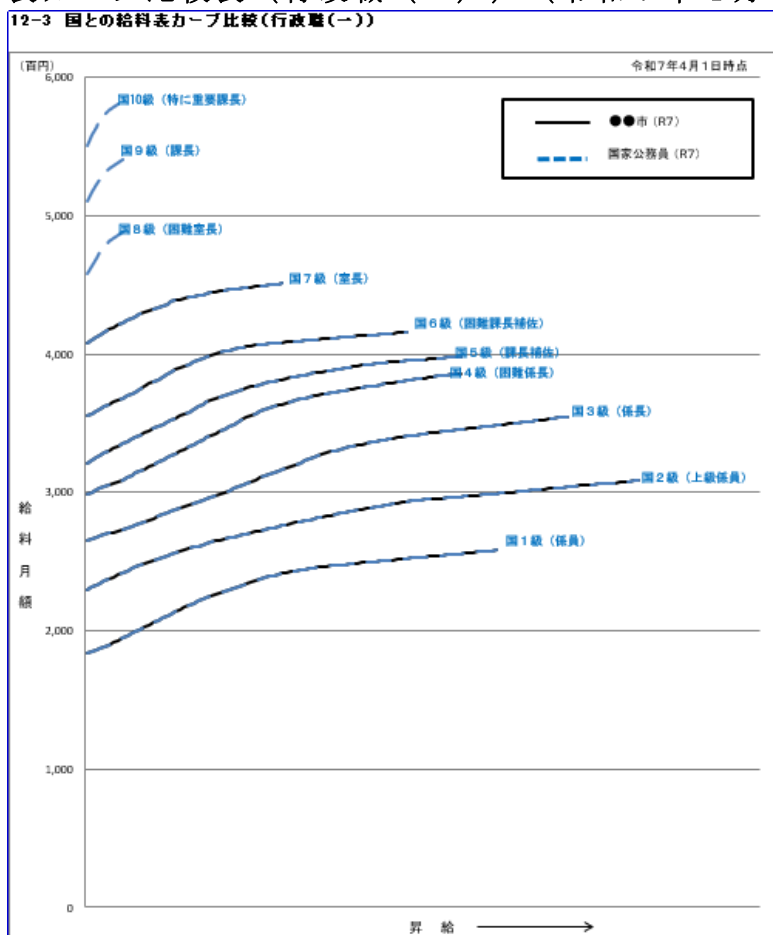
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	(1) 部長の職務 (2) 会計管理者の職務 (3) 参事の職務	人 6	% 3.5	408,300 円	450,900 円
6 級	(1) 課長の職務 (2) 事務局長の職務 (3) 主幹の職務 (4) 給食センター所長の職務	人 25	% 14.8	355,200 円	415,700 円
5 級	(1) 副課長の職務 (2) 事務局次長の職務 (3) 副主幹の職務 (4) 保育・児童施設の長の職務	人 22	% 13.0	321,300 円	398,200 円
4 級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務	人 29	% 17.1	298,800 円	386,100 円
3 級	困難な業務を行う主任の職務	人 37	% 21.9	265,300 円	354,700 円
2 級	主任の職務	人 23	% 13.6	230,000 円	308,500 円
1 級	定型的な業務を行う職務	人 27	% 16.1	183,500 円	258,100 円

- (注) 1 紫波町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成 30 年に職階見直しを行っている。(主査級 3→4 級、室長級 4→5 級、課長級 5→6 級、部長級 6→7 級)
- 2 令和 3 年に新たな職の設置及び職名の見直しを行っている。(係長 4 級(新設)、室長→副課長、参事 7 級(新設))

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和 7 年 4 月 1 日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（紫波町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紫 波 町	岩 手 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,559千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,858 千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 （1.400）月分 （1.000）月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（紫波町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

紫 波 町				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（割増率 3%～45%）				定年前早期退職特例措置（割増率 3%～45%）			
1 人当たり平均支給額		14,872 千円					

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（6 年度決算）		1,208 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）		604,050 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区（1 級地）	20.0 %	2 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（6 年度決算）			492 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）			20,495 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4 年度）			10.3 %	
手当の種類（手当数）			8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （3 年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊自動車運転手当	右記の業務に従事した職員	グレーダ、ロード・ローラ又はカタピラを有する自動車の運転に 1 日 4 時間以上従事	28 千円	日額 350 円
税務手当	税務主管に所属する職員	町税の賦課及び徴収に関する事務に従事	322 千円	主査以上 月額 2,000 円 その他職員 月額 1,700 円
感染症防疫等作業手当	感染症等の防疫に従事する職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症等の患者若しくは感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事	1 千円	日額 400～4000 円（防疫作業対象の感染症の種類によって異なる）
死体処理作業手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 1 条に規定する行旅死亡人の処理作業に従事		1 体当たり 1,500 円
道路上作業手当	自動車の運転業務を本務とする職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業その他の作業で町長の定めるものに従事	126 千円	月額 3,500 円
結核検診間接撮影介添手当	右記の業務に従事した職員	結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 4 条第 3 項の規定による健康診断のうち、エックス線検査の間接撮影の介添に従事		日額 200 円
用地等交渉手当	右記の業務に従事した職員	土地、家屋その他の物件の買収、移転若しくは補償又は土地境界査定のために、相手方に出向いて直接交渉（国、地方公共団体その他町長が定める者との交渉を除く。）に従事	14 千円	日額 250 円
特殊現場作業手当	紫波浄化センターに勤務する職員	勤務環境の劣悪な作業現場において、当該作業場の作業に従事		月額 2,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（６年度決算）	62,937千円
職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	310千円
支給実績（５年度決算）	62,196千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	313千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和７年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）
扶 養 手 当	子 月額10,000円 子以外の扶養親族 月額 6,500円 *16～22歳の子 5,000円加算	同		千円 25,212	円 235,629
住 居 手 当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員で、 ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円超 (家賃額-27,000円)×1/2 +11,000円 月額上限28,000円	異	単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対する住宅手当の支給	千円 15,788	円 272,205
通 勤 手 当	通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル以上である職員（鉄道・バス等利用） 月額上限45,000円 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル以上である職員 月額上限29,800円	異	同左 月額上限55,000円 同左 月額上限31,600円	千円 10,274	円 62,266
管 理 職 手 当	給料月額に支給割合を乗じて支給 部 長 12/100 課長・事務局長 10/100 主幹・保育所長・児童館長・情報交流館事務局長・給食センター所長 7/100			千円 12,619	円 467,360
休 日 勤 務 手 当	休日等における勤務１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じて得た額を支給	異	勤務１時間当たりの支給額の算出方法に相違有り	千円 2,970	円 29,410
宿 日 直 手 当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に支給 １回につき 4,400円	同		千円 0	円 0
管理職特別勤務手当	休日等に４時間以上勤務した管理職手当支給対象となる職員に支給 週休日（４～６時間） 日額 4,000円 週休日（６時間以上） 日額 6,000円 平日深夜 日額 3,000円			千円 90	円 6,000
寒冷地手当	毎年11月から翌年３月までの各月において、世帯等の区分に応じて支給 世帯主で扶養親族がいる職員 各月支給額19,800円 " 扶養親族がいない職員	同		千円 15,448	円 67,754

	各月支給額10,200円 その他の職員 各月支給額 7,360円				
地 域 手 当	京都特別区に所在する勤務所に勤務する職員に対して支給 毎月の給料、扶養手当、管理職手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額	同		千 円 1,208	円 604,050
災害派遣手当	滞在期間及び施設の利用区分に応じて支給 公用施設等 3,970円/日 その他の施設 30日以内 6,620円/日 30～60日以内 5,870円/日 60日超 5,140円/日			千 円 0	円 0
児童手当 (R6. 10. 1改正)	18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を監護養育している職員に支給 3歳未満 (第1・2子) 月額15,000円 3歳以上18歳に達した年度末まで (第1・2子) 月額10,000円 第3子以降 月額30,000円	同		千 円 18,230	円 243,067

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額	等
給 料	町 長		780,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長		610,000 円	920,000 円／	559,000 円
報 酬	議 長		410,000 円	499,000 円／	280,000 円
	副 議 長		350,000 円	430,000 円／	214,000 円
	議 員		300,000 円	400,000 円／	189,000 円
期 末 手 当	町 長		(6年度支給割合)	(加算措置の状況)	
	副 町 長		3.45 月分	15 %	
退 職 手 当	議 長		(6年度支給割合)	(加算措置の状況)	
	副 議 長		3.45 月分	15 %	
退 職 手 当	町 長		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長		給料月額×在職月数×40.38/100	15,118.3千円	任期毎
	備 考		給料月額×在職月数×23.28/100	6,816.4千円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

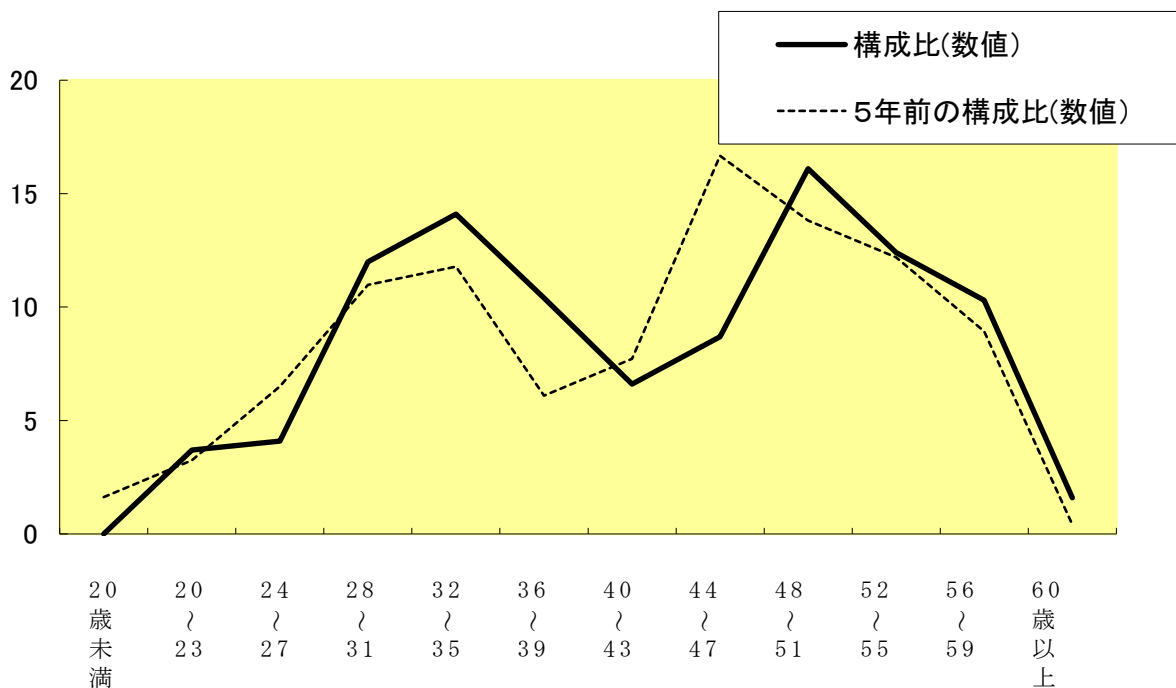
（以下、単位は千円）

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		施設維持センターの新設 育休職員の復職に伴う引き上げ
		総 務	59	54	△ 5	
		税 務	15	14	△ 1	
		民 生	42	45	3	
		衛 生	21	24	3	
		労 働	—	—		
		農 林 水 産	18	18		
		商 工 土 木	5	5		
		18	23	5		
		計	180	185	5	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 56.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 54.10 人)
門	教 育 部 門		42	41	△ 1	図 書 館 司 書 の 減 員
	消 防 部 門		—	—		
	小 計		222	226	4	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 59.53 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.47 人)
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道 下 水 道 国 保 介 護 そ の 他	水 道	2	1	△ 1	休職職員の引き上げ
		下 水 道	7	7		
		国 保	4	4		
		介 護	6	6		
		そ の 他	1	1		
	小 計		20	19	△ 1	
合 計		242 [275]	245 [275]	3 [—]	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 75.38 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
職 員 数	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以 上	計
令 和 7 年	人 —	人 9	人 14	人 21	人 33	人 25	人 20	人 19	人 27	人 35	人 29	人 13	人 245
令 和 2 年	人 4	人 8	人 16	人 27	人 29	人 15	人 19	人 41	人 34	人 30	人 22	人 1	人 246

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 (率)
一般行政	178	177	181	181	180	185	7(3.9)
教 育	45	43	39	39	42	41	△4(△8.9)
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普 通 会 計 計	223	220	220	220	222	226	3(1.3)
公 営 企 業 等 会 計	23	23	22	22	20	19	△4(△17.4)
総 合 計	246	243	242	242	242	245	△1(△0.4)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(再任用短時間職員を含む)。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。